

日蓮大聖人御書全集

しおんしよう

四恩抄

新版

1212

ς

1218

しおんしょう

四恩抄

弘長 2年(’62) 1月16日 41歳 工藤殿
くどうどの
こうちょう
ねん
がつ
にち
るざい
み
そうちゅう
ふた

大事あり。

いち

おお

よろこ

ゆえ

せかい

しゃば

一には大いなる悦びあり。その故は、この世界をば娑婆
と名づく。娑婆と申すは忍と申すことなり。故に、仏をば

のうにん

な

しゃば

もう

にん

もう

しゃばせかい

うち

ゆえ

ひやくおく

ししゃう

能忍と名づけたてまつる。この娑婆世界の内に、百億の

しゅみせん

ひやくおく

にちがつ

ひやくおく

しゃばせかい

うち

なか

ちゅうおう

い

須弥山、百億の日月、百億の四州あり。その中の中央の

しゅみせん

にちがつ

しあしゅう

ほとけ

よ

い

須弥山・日月・四州に仏は世に出でてまします。この日本

にほん

國は、その仏の世に出でてまします國よりは丑寅の角にあたりたる小島なり。

この娑婆世界より外の十方の国土は、皆淨土にて候えば、人の心もやわらかに、賢聖をのり悪むことも候わず。この国土は、十方の淨土にすてはてられて候 十惡五逆、賢聖を誹謗する、父母に孝せざる、沙門を敬わざる等の科の衆生が、三惡道に墮ちて無量劫を経て、還つてこの世界に生まれて候が、先生の惡業の習氣失せずして、ややもすれば十惡五逆を作り、賢聖をのり、父母に孝せず、沙門

うやま

そらるう

をも敬わず候なり。

故に、釈迦如来、世に出でてましませしかば、あるいは
しゃかによらい よ い

毒薬を食に雜えて奉り、あるいは刀杖・惡象・師子・惡
どくやく じき まじ たてまつ とうじょう あくぞう し あく

牛・惡狗等の方便をもつて害し奉らんとし、あるいは女人
ご あつくとう ほうべん がい たてまつ

を犯すと云い、あるいは卑賤の者、あるいは殺生の者と云
おか い ひせん もの い

い、あるいは行き合い奉る時は面を覆つて眼に見奉
ゆ あ たてまつ とき おもて おお まなこ みたてまつ

らじとし、あるいは戸を閉じ窓を塞ぎ、あるいは国王・大臣
しょにん む じやけん もの たか ひと の もの

の諸人に向かつては、「邪見の者なり。高き人を罵る者」な
こくおう だいじん

んど申せしなり。大集經・涅槃經等に見えたり。
もう み だいじつきよう ねはんぎようとう

とが ほとけ

くに

させる失も仏にはおわしまざぎりしかども、ただこの国

癖

あくどう

う

あつ

そうちう

のくせ・かたわとして、悪業の衆生が生まれ集まつて 候

うえ

だいろくてん

まおう

くに

しゅじよう

た

じょうど

い

上、第六天の魔王がこの国の衆生を他の淨土へ出ださじと

謀

な

僻

たばかりを成して、かく、事にふれてひがめることをなす

謀

せん

ほとけ

ほけきよう

と

なり。このたばかりも、詮ずるところは、仏に法華経を説

りよう

み

そうちう

かせまいらせじ料と見えて 候。

ゆえ

まおう

なら

さんあくどう

じう

つく

もの

その故は、魔王の習いとして、三悪道の業を作る者をば
よろこ さんぜんどう ごう つく もの
悦び、三善道の業を作る者をばなげく。また、三善道の業
つく もの
を作る者をばいとうなげかず、三乗とならんとする者をば
さんじよう
もの

さんじょう

もの

いとうなげく。また、三乗となる者をばいとうなげかず、
仏となる業をなす者をばあながちになげき、事にふれて障
りをなす。法華經は一文一句なれども耳にふるる者は既に
仏になるべきと思ひて、いとう第六天の魔王もなげき思う
故に、方便をまわして留難をなし、經を信する心をすて
しめんとたばかる。

しかるに、仏の在世の時は濁世なりといえども、五濁の
始めたりし上、仏の御力をも恐れ、人の貪瞋癡・邪見も
強盛ならざりし時だにも、竹杖外道は神通第一の目連

そんじや ころ あじやせおう あくぞう はな さんがい どくそん 脅
尊者を殺し、阿闍世王は悪象を放つて三界の独尊をおどし
たてまつ だいばだつた しょうか あらかん れんげびくに がい
奉り、提婆達多は証果の阿羅漢・蓮華比丘尼を害し、
くぎやりそんじや ちえだいいち しゃりほつ あくみょう た
瞿伽利尊者は智慧第一の舍利弗に悪名を立てき。いかにい
よようや ごじょく さか そうろう
わんや、世漸く五濁の盛りになりて 候をや。いわんや、
よまつだい い ほけきよう
世末代に入つて、法華経をかりそめにも信ぜん者の人に
姫 姉 ほけきよう
そねみねたまれんことは、おびただしかるべきか。故に、
ほけきよう い によらい げん いま
法華経に云わく「如來の現に在すすらなお怨嫉多し。いわ
めつど のち うんぬん はじ もん みそうち ゆえ
んや滅度して後をや」云々。始めにこの文を見候いし時は、
おも そうち いま ほとけ みこと たが
さしもやと思ひ候いしに、今こそ「仏の御言は違わざり

けるものかな」と、殊に身に当たつて思い知られて候え。

にちれん

み

かいぎょう

ここころ
さんどく

はな

おも

し

そら

日蓮は身に戒行なく、心に三毒を離れざれども、「この

おんきょう

われ

しん

と

ひと

えん

むす

御経を、もしや我も信を取り、人にも縁を結ばしむるか

おも

ずいぶんせけん

穏

おも

と思つて、随分世間のことおだやかならんと思ひき。世末に

なりて候えば、妻子を帶して候比丘も人の帰依をうけ、

魚鳥を服する僧もさてこそ候か。日蓮は、させの妻子を

ぎよちょう

ふく

ぞうら

さいし
たい

ぞうろう

にちれん

さいし

魚鳥を服する僧もさてこそ候か。日蓮は、させの妻子を

おも

ぎよちょう

ふく

ぞうろう

にちれん

ひろ

とが

も帶せず、魚鳥をも服せず、ただ法華経を弘めんとする失

によりて、妻子を帶せずして犯僧の名四海に満ち、蝮蟻を

あくみょう

いつてん

はんそう

なしきい

み

ろうぎ

とが

も殺されども悪名一天に弥れり。恐らくは、在世に

こころ

はびこ

あくみょう
いつてん

おそ

ざいせ

しゃくそん もろもろ げどう そし たてまつ に
釈尊を諸の外道が毀り奉りしに似たり。「これひとえ
に、法華経を信ずることの余人よりも少し経文のごとく信
向 ほけきよう しん
をもむけたる故に、悪鬼その身に入つてそねみをなすか」
あつき ゆえ みい 嫉 じき ほど ひせん むち むかい もの
とおぼえ候えば、これ程の卑賤・無智・無戒の者の、
にせんよねん いぜん と そうちうほけきよう もん 載 さうろうう
二千余年已前に説かれて候法華経の文にのせられて、
るなん あ ほとけしる 置 さうろうう
「留難に值うべし」と仏記しおかれまいらせて候ことの
嬉 うれしき、申し尽くし難く候。
み がくもん
この身に学文つかまつりしこと、ようやく一十四・五年に
漸 にじゅうし ごねん
まかりなるなり。法華経を殊に信じまいらせ候いしことは、
ほけきよう こと しん そうちうら

わざかにこの六・七年よりこのかたなり。また、信じて候
いしかども、懈怠の身たる上、あるいは学文といい、ある
いは世間のことにつきられて、一日にわざかに一巻・一品・
題目ばかりなり。去年の五月十一日より今年正月十六日
に至るまで二百四十余日のほどは、昼夜十一時に法華経を
修行し奉ると存じ候。その故は、法華経の故にかかる
身となりて候えば、行住坐臥に法華経を読み行するにて
こそ候え。人間に生を受けて、これほどの悦びは何事か
候べき。

ぼんぶ なら われ ぼだいしん おこ ごしよう ねが
凡夫の習い、我とはげみて菩提心を発して後生を願うと
いえども、自ら思い出だし、十二時の間に一時二時こそ
ははげみ候え。これは思い出ださぬにも、御経をよみ読ま
ざるにも、法華経を行づるにて候か。無量劫の間、六道
四生を輪回し候いけるには、あるいは謀叛をおこし、
強盜・夜打ち等の罪にてこそ国主より禁をも蒙り、流罪・
死罪にも行われ候らめ。これは法華経を弘むるかと思う
心の強盛なりしによつて、悪業の衆生に讒言せられてか
かる身になりて候えば、定めて後生の勤めにはなりなんと

おぼ そうろう

こころ

ちゅうやじゅうにとき

ほけきょう

じ

覚え候。これほどの、心ならぬ昼夜十一時の法華経の持
きようしや まつだい あ そもうらう

経者は、末代には有りがたくこそ 候らめ。

またやんごとなくめでたきこと侍り。無量劫の間、六道
めぐ そうちら はべ むりようこう あいだ ろくどう

に回り候 いけるには、多くの国主に生まれ值い 奉つて、
おお こくしゆ う あ たてまつ

あるいは寵愛の大臣・閑白等ともなり候 いけん。もしし
くに たま ざいほう かんろく おん こうむ そうちら

からば、国を給わり、財宝・官禄の恩を蒙りけるか。法華経
るふ こくしゆ あ たてまつ ほけきょう みな き

流布の国主に値い 奉り、その国にて法華経の御名を聞い
しゅぎょう ぎょう ざんげん こうむ るざい おこな て修行し、これを行じて讒言を蒙り流罪に行われまい

らせて 候 国主には、いまだ値いまいらせ候 わぬか。
そうちら あ そうちらう こくしゆ

ほけきょうう　い　ほけきょうう　むりょう　くに　なか　ないし
法華經に云わく「この法華經は無量の國の中において、乃至
みょうじ　き　う

名字をも聞くことを得べからず。いかにいわんや、見ること
え　じゅじ　どくじゅ　うんぬん　ひと

とを得、受持し読誦せんをや」云々。されば、この讒言の人、
こくしゅ　わ　み　み　おんふか　ひと

國主こそ、我が身には恩深き人にはおわしまし候らめ。
ぶつぼう　なら　み　かなら　しおん　ほう　ぞうろう　しおん

仏法を習う身には必ず四恩を報すべきに候か。四恩とは、心地観經に云わく、一には切衆生の恩。一切衆生な
しんじかんぎょう　い　いち　いつきいしゅじょう　おん　いつきいしゅじょう

くば、衆生無辺誓願度の願を發し難し。また、惡人無くして菩薩に留難をなさずば、いかでか功德をば增長せしめ
ぼさつ　るなん　がん　おこ　がた　あくにんな　くどく　ぞうちょう

そうちゅう　う

候べき。

二には父母の恩。六道に生を受くるに、必ず父母あり。

なか

せつとう

あくりつき

ほうぼう

いえ

う

に ふぼ おん ろくどう しょう う から ふぼ

その中に、あるいは殺盜・悪律儀・謗法の家に生まれぬれば、我とその科を犯さざれども、その業を成就す。しかる

われ

とが

おか

ごう

じょうじゅ

み

は、今生の父母は、我を生んで法華經を信する身となせり。

こんじょう

ふぼ

われ

う

ほけきょう

しん

み

に、今生の父母は、我を生んで法華經を信する身となせり。

ぼんてん

たいしゃく

しだいてんのう

てんりんしようおう

いえ

う

さんがい

梵天・帝釈・四大天王・転輪聖王の家に生まれて、三界・

してん

譲

にんてんしあゆ

くぎょう

おんおも

四天をゆづられて、人天四衆に恭敬せられんよりも、恩重き

いま

それがし

ふぼ

は今のもが父母なるか。

さん

こくおう

おん

てん

きんこう

み

温

じ

ごこく

ごこく

ごこく

ごこく

ごこく

三には国王の恩。天の三光に身をあたため、地の五穀に

たましい

やしな

みな

こくおう

おん

うえ

こんどほけきょう

神を養うこと、皆これ国王の恩なり。その上、今度法華經

しん こんどしようじ はな こくしゅ あ たてまつ
を信じ、今度生死を離るべき國主に値い奉れり。いかで
か少分の怨によつておろかに思い奉るべきや。
し さんぱう おん しゃかによらい むりょうこう あいだぼさつ ぎょう た
四には三宝の恩。釈迦如來、無量劫の間菩薩の行を立て
たま とき いつさい ふくとく あつ ろくじゅうしぶん な
給いし時、一切の福德を集めて六十四分と成して、功德を身
え たま いちぶん わ み もち たも くどく み
に得給えり。その一分をば、我が身に用い給う。今、
ろくじゅうさんぶん とき せかい とど お ごじょくぞうらん とき
六十三分をば、この世界に留め置いて、五濁雜亂の時、非法
さか ほうぼう ものくに じゅうまん とき むりょう ひほう
の盛んならん時、謗法の者國に充滿せん時、無量の守護の
ぜんじん ほうみ 詔 いこうせいりよくげん とき にちがつひかり うしな
善神も法味をなめずして威光勢力減ぜん時、日月光を失
いんりゆうあめ 下 ちじんじみ とき そうまく ね

くき　えだ　は　はな　このみ　くすりとう　しちみ　うしな　とき　じゅうぜん　こくおう
茎・枝・葉・華・菓・薬等の七味も失わん時、十善の国王
　　とん　じん　ち　増　　ふ　ぼろくしん　こう
も貪・瞋・癡をまし、父母六親に孝せずしたしからざらん時、
　　わ　で　し　む　ち　むかい
我が弟子の無智・無戒にして髪ばかりを剃つて守護神にも
　　かつみよう
捨てられて活命のはかりごとなからん比丘・比丘尼の命
　　かみ
　　そ
　　しゅごしん
　　計　事
　　ちか　たま
支

のささえとせんと誓い給えり。

か　じ　きんぶん　くどく　にぶん　わ　み　もち　たま　ほとけ
また果地の三分の功德、二分をば我が身に用い給い、仏
　　じゅみようひやくにじゅう
の寿命百二十まで世にましますべかりしが、八十にして
　　にゆうめつ　のこ　しじゅうねん　じゅみよう　とど　お　われ
入滅し、残るところの四十年の寿命を留め置いて我らに
　　あた　たも　おん　しだいかい　みず　すずり　みず
与え給う恩をば、四大海の水を硯の水とし、一切の草木を
　　いつさい　そうちく

や　　すみ　　いっさい　　獸　　け　　ふで　　じっぽうせかい
焼いて墨となして、一切のけだものの毛を筆とし、十方世界
の大**地**を紙と定めて注し置くとも、いかでか仏の恩を報じ
たてまつ　　だいじ　　かみ　　さだ　　しる　　お　　ほとけ　　おん　　ほう

奉るべき。

ほう　　おん　　もう　　ほう　　しょぶつ　　し　　しょぶつ　　たつと
法の恩を申さば、法は諸仏の師なり。諸仏の貴きことは
ほう　　よ　　ぶつおん　　ほう　　おも　　ひと　　ほう　　おん　　ほう
法に依る。されば、仏恩を報ぜんと思わん人は法の恩を報ず
べし。

つぎ　　そう　　おん　　ぶつぼう　　ほうほう　　からら　　そう
次に僧の恩をいわば、仏宝・法宝は必ず僧によつて住す。
たと　　たきぎ　　ひな　　だいじな　　そうちもくしよう　　じゅう
譬えば、薪なければ火無く、大地無ければ草木生ずべか
ぶつぼう　　あ　　そあ　　なら　　つが

らず。仏法有りといえども、僧有つて習い伝えずんば、

しょうほう ぞうほうにせんねんす まっぽう つた ゆえ
正法・像法二千年過ぎて末法へも伝わるべからず。故に、
だいじつきょう い ごか ごひやくさい のち むち むかい しゃもん
大集經に云わく「五箇の五百歳の後に、無智・無戒なる沙門
とが い なや ひと ぶっぽう だいとうみよう
を失ありと云つてこれを惱ますは、この人、仏法の大光明
めつ おも と そう おん ほう がた
を滅せんと思え」と説かれたり。しかれば、僧の恩を報じ難
し。
されば、三宝の恩を報じ給うべし。古の聖人は雪山
さんぽう おん ほう たも いにしえ しようにん せつせん
どうじ じょうたいぼさつ やくおうだいじ ふみようおうとう
童子・常啼菩薩・藥王大士・普明王等、これらは皆、我が
み おに 打 飼 み けつづい 売 ひじ 焚 みな わ
身を鬼のうちがいとなし、身の血髄をうり、臂をたき、頭
す たま まつだい ぼんぶ さんぽう おん こうむ

三宝の恩を報ぜず。いかにしてか仏道を成せん。しかるに、
心地観経・梵網経等には、仏法を学し円頓の戒を受けん人
は必ず四恩を報ずべしと見えたり。

それがし 某は愚癡の凡夫・血肉の身なり。三惑、一分も断ぜず。
ただ法華経の故に罵詈・毀謗せられて刀杖を加えられ流罪
せられたるをもつて、大聖の臂を焼き、髓をくだき、頭を
はねられたるになぞらえんと思う。これ一の悦びなり。

第二に大いなる歎きと申すは、法華経第四に云わく「も
し悪人有つて、不善の心をもつて、一劫の中にいて、現

に仏前において、常に仏を毀罵せば、その罪はなお軽し。
もし人、一つの惡言をもつて、在家・出家の法華經を読誦する者を毀訾せば、その罪ははなはだ重し」等云々。これら
の經文を見るに、信心を起こし、身より汗を流し、両眼より涙を流すこと雨のごとし。我一人、この國に生まれて、
多くの人をして一生の業を造らしむることを歎く。
彼の不輕菩薩を打擲せし人、現身に改悔の心を起こせ
しだにも、なお罪消え難くして千劫阿鼻地獄に墮ちぬ。今、
我に怨を結べる輩は、いまだ一分も悔ゆる心もおこさず。

これ体の人の受くる業報を、大集経に説いて云わく『もし人あつて、千万億の仏の所にして仏身より血を出ださん。意において、いかん。この人の罪をうること、むしろ多しとせんや否や』。大梵王言さく『もし人、ただ一仏の身より血を出ださん、無間の罪、なお多し。無量にして算をおきても、数をしらず、阿鼻大地獄の中に墮ちん。いかにいわんや、万億の仏身より血を出ださん者を見んをや。終によく広く彼の人の罪業・果報を説くことあることなからん。ただし、如来をば除き奉る』。仏の言わく『大梵王、も

わ
かみ 剃 けさ 掛
かたとき ごんかい 受
けっぱん もの 憶
くどうちよう にねんみずのえいぬしそうがつじゅうろくにち
するこことあらば、罪をうること、彼よりは多し』と』。

つみ 得
かれ つえ
おお う
にちれん かおう

弘長二年壬戌正月十六日
工藤左近尉殿

日蓮 花押